

定 款

(平成 元年 5 月 18 日改定)
(平成 3 年 5 月 16 日改定)
(平成 6 年 5 月 18 日改定)
(平成 11 年 5 月 18 日改定)
(平成 11 年 7 月 1 日改定)
(平成 13 年 5 月 17 日改定)
(平成 14 年 5 月 16 日改定)
(平成 15 年 5 月 15 日改定)
(平成 16 年 5 月 18 日改定)
(平成 19 年 5 月 17 日改定)
(平成 21 年 5 月 15 日改定)
(平成 28 年 5 月 17 日改定)
(令和 2 年 8 月 21 日改定)
(令和 3 年 5 月 18 日改定)

株式会社 瑞光

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社瑞光と称し、英文では ZUIKO CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 下記の製品の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導
 - (1) 生理用ナプキン、紙オムツ、母乳パッド、ベッド用シート、マスク等の衛生用品製造機械
 - (2) 医療機器・医療機器中間材料等製造機械
 - (3) ペットケア用品製造機械
 - (4) 繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、計数機械、包装機械、各種車両・運搬機械、医療機械、その他各種産業用および一般用機械機器装置
2. 古物の売買、修理・加工、流通、受委託販売、レンタル・リースおよび輸出入
3. 不動産の賃貸、売買および管理
4. 電気および熱の供給
5. 労働者派遣事業
6. 金融業、総合リース業
7. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業
8. 一般廃棄物および産業廃棄物の処理、リサイクル設備の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導
9. 前各号の事業に付随する原材料、製品、装置、システムおよびソフトウェアの設計、開発、製造、販売、据付、修理ならびにそれらの指導
10. 前各号の事業に付随する原材料、製品および副産物の輸出入
11. 前各号に付随する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を大阪府茨木市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7、600万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は必要のある場合にその都度招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月20日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は毎年 2 月 21 日から翌年 2 月 20 日までの 1 年とする。

(期末配当および基準日)

第37条 当社は、毎年 2 月 20 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第38条 当社は、毎年 8 月 20 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 期末配当金および中間配当金には利息をつけないものとする。

附 則

第 3 条 (本店の所在地) の変更は、2022 年に開催される第 59 回定時株主総会までに当社取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。
なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。

以上